

## 第1章 名称

第1条 本会は平成医政塾と称する。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本会は、医療政策検討グループとして、国民医療を推進し、国民皆保険制度を守るために、次の活動を行う。

- ① 医学、医療の諸問題についての学際的研修につとめ、その議論をもとに関係各方面に提言を行う。
- ② 日本医師会をはじめ、各都道府県医師会、各種医療関係団体と連携をしてその活動を支援し、よりよい医療の発展を目指す。
- ③ 医療政策について、若い人材を養成する。

第3条 前条の目的の達成のため必要な事業を行う。

## 第3章 会員

第4条 会員は前記の趣旨に賛同するものをもって構成する。

第5条 本会に入会しようとするものは会員2名以上の推薦を必要とし、幹事会で承認を得るものとする。

2. 本会の退会は原則として本人の申し出により決定する。
3. 会員は本会所定の会費及び負担金を支払う。ただし幹事会で決定した者については、会費を免除することが出来る。
4. 会員であつて次の事項に該当する場合は、幹事会において退会を勧告し、総会において決定する。
  - 1) 本会の名誉を汚した場合。
  - 2) 本会の会則に違反した場合。

## 第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

塾長	1名
幹事	若干名
監事	2名

第7条 塾長は総会で選出する。

第8条 幹事、監事は塾長が任免する。

第9条 本会に相談役、顧問、参与、代表幹事を置くことができる。

相談役、顧問、参与、代表幹事は塾長が任命し、総会に報告する。

第10条 塾長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 幹事は塾長を補佐し、塾長に事故あるときは、あらかじめ塾長が指名した幹事はその職務を代行する。
3. 塾長、幹事は幹事会を構成し会務の処理に当たる。
4. 監事は会務を監査する。

第11条 役員任期は2年とする。

## 第5章 事務局

第12条 本会は大坂府内に事務局を置く。

2. 事務局に関して必要な事項は、幹事会の承認を経て塾長がこれを定める。

## 第6章 会議

第13条 会議は総会、幹事会、勉強会とする。

2. 総会は定時及び臨時の2種とし、定時総会は毎年1回塾長がこれを召集する。
3. 幹事会、勉強会は適時塾長が召集する。

## 第7章 会計

第14条 本会の経費は会費及びその他（寄付金を含む）をもってあてる。

第15条 本会の経理は総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は毎年1月1日より始まり12月31日に終わる。

## 第8章 雑則

第17条 本会は必要に応じ委員会を設けることができる。

第18条 会則の変更は総会に諮り承認を得るものとする。